

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

パソコンのリースとIT投資促進税制

Q : 当社は資本金1億円の青色申告法人です。当期にパソコン(サーバー以外)をリースする予定ですが、IT投資促進税制によるリース税額控除ができると聞きました。ポイントがあれば教えてください。

A : 税額控除を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。

【解説】

一定の青色申告法人が、指定期間内に、新品のリース情報通信機器等を賃借して、事業の用に供した場合には、所得に対する法人税額の20%を限度として、供用年度の法人税額からリース費用の総額の6%を控除することができます。この場合のリース情報通信機器等とは、以下の要件を満たすものをいいます。

①物品賃貸業を営む者から契約により賃借したもので、次の要件を全て満たす情報通信機器等

(a)リース期間が4年以上であり、かつ、リース契約期間がその情報通信機器等の耐用年数を超えないこと

(b)リース費用の総額がその情報通信機器等ごとに定められていること

(c)リース費用の総額が契約期間内に均等額により定期的に支払われること

②リース費用の総額の合計額が、一定の金額以上であること

なお、パソコン(サーバー以外)の耐用年数は4年であるため、仮にリース期間を5年で契約してしまうと上記①(a)の要件を満たさないこととなりますので、注意して下さい。

